

施工条件の明示

工事名：県単海岸整備工事（浦安海岸外補修工）
路線・河海名：浦安・浦安地区海岸 外
工事箇所：浦安市 港 外

葛南土木事務所

条件明示事項		
工事全般関係		
	施工時期及び施工時間帯に制約がある	
	制約内容の明示	※車道舗装工のみ
	a. 時期の制約	：－
	b. 時間の制約	：作業は午後10時～翌午前5時を原則とする（切削オーバーレイ（2層）のみ）
	c. その他	：詳細な作業日程について、事前に監督職員へ連絡するとともに、近隣住民及び企業にお知らせ文等により周知を図ること。 また、切削オーバーレイ（2層）施工箇所においては、近接する高俊興業㈱と調整のうえ着工するものとする。
環境対策関係		
	公害防止の為の制限がある場合	
	○施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	
	a. 対象工種	：施工全般
	b. 対象箇所	：施工区間全域
	c. 制限内容	：常に現場の清掃を行い、近隣住民の迷惑とならないよう努めること。 工事に伴う影響（騒音・振動・粉塵等）の抑止に努めること。 本工事に使用する建設機械は、周辺環境を考慮し低騒音型を使用すること。 作業に当たっては、民有地にみだりに立ち入る事のないよう留意し、民地の構造物に損害を与えないよう、最新の注意を払うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。
安全対策関係		
	交通安全施設等の指定	
	○車線減少等の規制を伴う場合の明示	※車道舗装工のみ
	a. 規制内容	：標識や柵等の安全施設については、道路工事保安設備基準に則り、現場条件に応じて設置すること。適宜、交通誘導員を配置し交通の安全を確保すること。 上記については、所轄警察署との協議に基づき実施すること。
	b. 規制箇所	：施工区間全域
	c. 規制期間	：交通規制を要する作業時
建設副産物関係		
	建設廃棄物の種類と発生量	
	○取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	
	a. 種別	：特記仕様書による
	b. 種類	：特記仕様書による
	c. 工種	：特記仕様書による
	d. 発生量	：特記仕様書による
	e. その他	：廃棄物の運搬にあたっては過積載の防止に努めること。
工事支障物件関係		
	占用物件等の工事支障物件がある場合	
	○当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	
	a. 内容	：作業に先立って現地調査を行い、支障物の有無を確認すること。 支障物件等が確認された場合は、監督職員へ速やかに報告し協議を行うこと。 埋設物の人孔の高さ調整が必要な場合、調整に時間を要するため、 着手後速やかに測量を実施し、調整の要否を確認し監督職員へ報告すること。